

(別紙2)

○ 保健指導の概要

目的	メタボリックシンドロームに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防するために行うものです。
実施者	医療保険者（市町国民健康保険、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等）
対象者	特定健康診査受診者
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 情報提供<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象者 健診受診者全員</li><li>・ 内容 健診結果や生活習慣病予防等に対する情報の提供</li></ul></li><li>○ 動機づけ支援<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象者 腹囲が85cm以上の男性又は腹囲が90cm以上の女性で、血糖・脂質・血圧のうちリスクが1である者で喫煙歴のない者又は、腹囲が85cm未満の男性又は腹囲が90cm未満の女性で、BMIが25以上、かつ、血糖・脂質・血圧のうちリスクが1である者又は2である者で喫煙歴のない者</li><li>・ 内容 医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のもとに行動計画を作成し、生活習慣の改善のための取り組みに係る動機づけ支援を行う。</li></ul></li><li>○ 積極的支援<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象者 腹囲が85cm以上の男性又は腹囲が90cm以上の女性で、血糖・脂質・血圧・喫煙（血糖・脂質・血圧のリスクが1つ以上の場合のみ加算）のうちリスクが2以上である者又は、腹囲が85cm未満の男性又は腹囲が90cm未満の女性で、BMIが25以上、かつ、血糖・脂質・血圧の全てにリスクがある者</li><li>・ 内容 対象者による主体的な取組に資する適切な働きかけを相当な期間継続して行うとともに、計画の策定を指導した者が計画の進捗状況の評価と計画の実績評価を行う。</li></ul></li></ul>

※ 本計画の「特定保健指導」とは、上記のうち、動機づけ支援及び積極的支援をいいます。